

平成29年10月22日執行

# 大口町長選挙及び 大口町議会議員補欠選挙

投票日 10月22日(日) 午前7時から午後8時

《投票のできる人》

年齢要件 平成11年10月23日以前に出生した人

住所要件 平成29年7月16日以前に大口町に在住し、住民基本台帳に

登録されている方で引き続き大口町にお住まいの方

※投票前に大口町から転出された方は投票できません。

《転入者の皆さんへ》

平成29年7月17日以後に大口町へ転入された方は、大口町の選挙人名簿には登録されないため、投票できません。

《期日前投票》

期間

10月18日(水)から21日(土) 午前8時30分から午後8時まで

※土曜日にも投票できます。

場所 大口町役場 1階 相談室

《投票方法について》

※大口町長選挙の投票用紙は黄色です。候補者の氏名を記入してください。

※大口町議会議員補欠選挙の投票用紙は白色です。候補者の氏名を記入してください。

入してください。

◎入場券をご持参ください

ハガキ形式の入場券を郵送します。投票には、その入場券を持ってお出かけください。

※入場券は10月17日(火)に発送します。配達には2〜3日かかる場合があります。

開票速報をインターネットでお知らせします！

●大口町ホームページアドレス <http://www.town.oguchi.aichi.jp/>

投票日(10月22日)に投票する場合は不要です。

期日前投票のご案内 XX-XXX-XX  
期日前投票期間 : 10月18日(水)～10月21日(土)  
期日前投票の時間 : 午前8時30分～午後8時  
期日前投票の場所 : 大口町役場 1階 相談室

## 宣誓書

私は、平成29年10月22日執行の大口町長選挙及び大口町議会議員補欠選挙の当日、次の事由に該当する見込みです。次のAからE及びアからオのいずれかに○を付けてください。

A 仕事等(1号)	ア.仕事 イ.学業 ウ.地域行事の役員 エ.本人又は親族の冠婚葬祭 オ.その他( )に従事
B 旅行等(2号)	A以外の用事又は事故のため、(本町以外に)外出・旅行・滞在
C 病気等(3号)	ア.疾病、負傷、出産、身体障害等のため歩行が困難 イ.その他( )
D 住所移転(5号)	住所移転のため、本町以外に居住
E 天災等(6号)	天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

上記は、真実であることを誓います。 平成29年 月 日

氏名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
現住所	
選挙人名簿に記載されている住所	大口町〇〇× 丁目▲番地

町長 町議

大口町選挙管理委員会委員長 殿

期日前投票を利用される方は、

- ①当日投票できない理由
  - ②期日前投票をおこなう日付
  - ③氏名
  - ④生年月日
- をご記入していただきます。  
※選挙人名簿に記載されている住所以外にお住まいの方は、
- ⑤現住所
- もご記入してください。

①投票日当日、投票できない理由に○をつけてください

②期日前投票をおこなう日付を記入

③氏名を記入

④生年月日を記入

⑤下欄の住所(選挙人名簿に記載されている住所)以外に居住している場合のみ記入

この選挙は、私たちの代表を選ぶ大切な選挙です。棄権することなく、皆さんの清き一票を有効にお使いください。また、投票日当日、仕事や旅行のために投票に行けない方は、期日前投票をおこなうことができます。

※入場券がなくても、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所で係員に申し出て下さい。

◎文字の書けない人も投票できます

ケガ等により文字が書けない方には、厳正なる立会いのもとに、投票したい候補者の名前を係員が代筆しますので、投票所の係員に申し出て下さい。もちろん、投票の秘密は厳守します。

◎病院・老人ホーム等に入院（入所）中の方の不在者投票

不在者投票ができる施設として指定を受けた病院・老人ホームなどに入院（入所）中の方は、その施設で不在者投票ができますので、施設の長に申し出て下さい。

◎他市町村に出張・滞在中の方の不在者投票（遠隔地投票）

投票日まで他の市町村に出張・滞在される方は、大口町のホームページから「不在者投票宣誓書・請求書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、大口町選挙管理委員会へ郵送して下さい。折り返し投票用紙などを送付しますので、出張・滞在先の市町村選挙管理委員会で執務時間内に投票して下さい。なお、郵送の日数がかかりますので、ご利用される際はお早めにお願致します。

◎郵便等による不在者投票用紙の請求期限は、10月18日(水)です

この制度は、身体に重度の障がいがある方などが自宅で投票できる制度です。身体障害者手帳等が交付されている方のうち、一定の障がいがある方および介護保険法上の要介護者で、介護保険被保険者証の要介護認定区分が『要介護5』の方が対象となります。また、身体障害者手帳等が交付されている方のうち、一定の障がいがある方は、あらかじめ選挙管理委員会に届出た方によって「代理記載」ができる制度もあります。

※選挙がおこなわれた場合、ケーブルテレビCCNet12（地デジ12ch）で開票速報を生中継でお届けします。

生中継に関する問合せ先

中部ケーブルネットワーク株式会社 ☎ 0120-441061



投票所入場券の内容をご確認ください

扶桑局  
料金後納  
郵便

**選挙**

111-1111  
大口町〇〇×丁目▲番地  
〇〇〇〇様

大口町長選挙及び大口町議会議員補欠選挙  
投票所入場券  
投票日：平成29年10月22日(日)

※期日前投票につきましては内側をご覧ください。

大口町選挙管理委員会  
〒480-0144 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地  
電話 0587-95-1699 FAX 0587-95-1030

ご案内は内側にあります。ここからゆっくりとはがしてご覧ください。

平成29年10月22日執行  
大口町長選挙及び大口町議会議員補欠選挙  
投票所入場券

投票所を確認してください

投票区

選挙人の氏名	〇 〇 〇 〇	名簿番号	〇〇-〇〇
投票の場所	□□□□□□□□		
投票日	平成29年10月22日(日)	受付番号	
投票の時間	午前7時から午後8時まで		

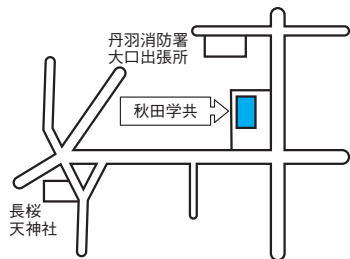




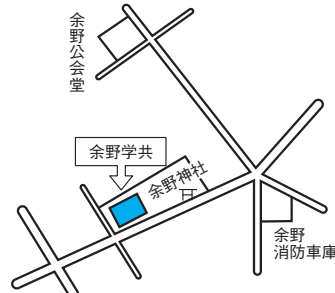
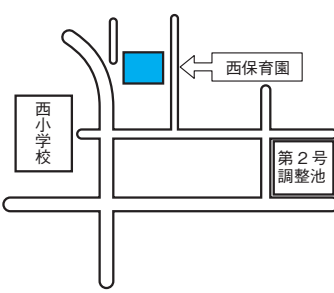
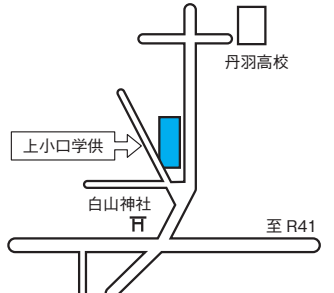
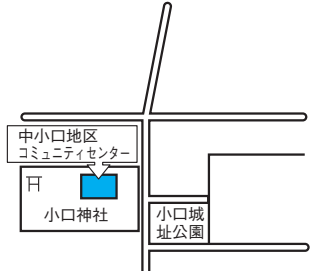
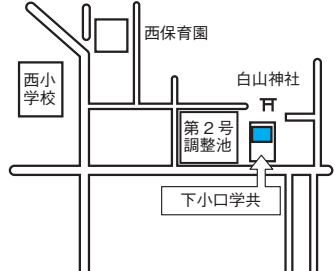
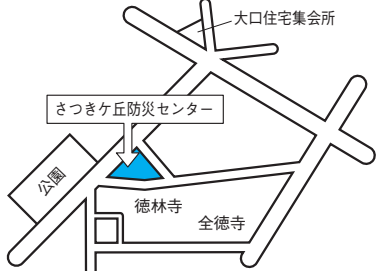
※ 期日前投票：10月18日(水)～10月21日(土)  
期日前投票時間：午前8時30分～午後8時  
期日前投票の場所：大口町役場 1階 相談室

大口町選挙管理委員会 (印)

ハガキの右下からゆっくりはがします

# あなたの投票所は

※入場券に記載されている投票所を確認の上、お出かけください。

	<p>1. 秋田投票区投票所 秋田学習等共同利用施設</p>	<p>2. 豊田投票区投票所 豊田学習等共同利用施設</p>
	 <p>丹羽消防署 大口出張所 秋田学共 長桜天神社</p>	 <p>堀尾跡公園 秋葉橋 八剱社 豊田学共</p>
<p>3. 大屋敷投票区投票所 大屋敷学習等共同利用施設</p>	<p>4. 外坪投票区投票所 外坪学習等共同利用施設</p>	<p>5. 河北投票区投票所 河北学習等供用施設</p>
 <p>大屋敷学共 五条橋 長松寺 大屋敷新田集会場</p>	 <p>県道若宮江南線 GS 熱地44号公園 外坪公園 外坪学共 土地改良碑</p>	 <p>妙智寺 河北消防車庫 県道斉藤羽黒線 戸神明社 河北学供 河北橋 五条川</p>
<p>6. 余野第1投票区投票所 余野学習等共同利用施設</p>	<p>7. 余野第2投票区投票所 大口町立西保育園</p>	<p>8. 上小口投票区投票所 上小口学習等供用施設</p>
 <p>余野公会堂 余野学共 余野神社 余野消防車庫</p>	 <p>西保育園 西小学校 第2号調整池</p>	 <p>丹羽高校 上小口学供 白山神社 至 R41</p>
<p>9. 中小口投票区投票所 中小口地区コミュニティセンター</p>	<p>10. 下小口投票区投票所 下小口学習等共同利用施設</p>	<p>11. 垣田・さつき投票区投票所 さつきヶ丘防災センター</p>
 <p>中小口地区コミュニティセンター 小口神社 小口城址公園</p>	 <p>西保育園 西小学校 白山神社 第2号調整池 下小口学共</p>	 <p>大口住宅集会所 さつきヶ丘防災センター 公園 徳林寺 全徳寺</p>